

## 自治会長の連絡先の提供について

コミュニティ政策室では、「**地域で建築・開発工事等がある場合に、事前説明や近隣対応のため、開発業者や不動産会社等が自治会長の連絡先を知りたいとする場合**」に、自治会長の事前の同意を得て、その連絡先(お名前、ご住所、電話番号等)の情報提供をしています。

### 自治会長連絡先の情報提供の流れ

- ① 豊中市個人情報保護条例施行規則(平成17年豊中市規則第57号。以下、「規則」といいます。)第15条第1項の規定に基づき、「保有個人情報外部提供申請書」をコミュニティ政策室に直接提出してください。この申請書は、豊中市のホームページ(申込用紙提供)に様式を掲載しています。

★お電話でのお問合せにはお答えできません。



- ② 自治会長の事前の同意を得ている等、豊中市の個人情報保護条例(平成17年豊中市条例第19号)に照らして個人情報を提供できるかどうか判断し、規則第15条第3項の規定に基づき、「保有個人情報外部提供可否決定通知書」により通知し、提供できる場合は、該当する個人情報を閲覧していただきます。

《お問合せ先》

市民協働部コミュニティ政策室(第一庁舎5階)

TEL 06(6858)2731 Fax 06(4865)2058